

161-参・予算委員会 平成16年10月21日

※台風被害対策、義務教育国庫負担、生活保護、兵庫労働局など

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。関連質疑に立たせていただきます。時間が限られておりますので、簡潔な質問になることはあらかじめ御了解いただきたいと思います。

まず、冒頭ですけれども、午前中に台風二十三号の御説明がございましたけれども、時間が経過しております。現時点での、防災担当大臣、状況把握をお伝えいただけますでしょうか。

○国務大臣（村田吉隆君） ただいまの時点、消防庁の情報でございますが、本日午後二時現在でございますけれども、人的被害につきましては、死者四十八名、行方不明者が三十名、負傷者が約三百名でございます。それから、住宅の被害につきましては、全壊が二十六棟、床上浸水、床下浸水、約一万五千棟などの被害が発生しております。

今朝方からも報道がなされておりますが、兵庫県の円山川などで河川はんらんによる浸水被害が発生しましたし、また、京都市の舞鶴で由良川のはんらんによりまして乗客それから乗員三十七名の観光バスがはんらんの川の中に孤立いたしましたけれども、これは八時過ぎに全員、海上自衛隊などが全員救助したということでございます。

まだまだ各地から情報が上がってくると思いますが、本当に被災地の皆さん方には心からお見舞いを申し上げたい、政府としても全力を挙げて被災地の救出あるいは行方不明者の救出について一生懸命努力をいたしたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 私の地元、兵庫県も今回の台風で大変被害を受けているようでございますけれども、今日は午前中も谷垣財務大臣の方から、必要に応じて予備費の支出もと、含めているとおっしゃっておられましたけれども、予備費もかなり余っているようでございますけれども、巨額になればある程度補正予算ということもあるかもしれません。そんなことも含めてのお取組の方針をお伝えいただきたいと思います。

○国務大臣（谷垣禎一君） 午前中申し、御答弁申し上げましたけれども、十月の十五日段階で今七千二百五十九億円の被害額という報告を受けております。

したがいまして、今次のこの台風でまた更に上乘せの額になるということは、これはもう免れないものと思いますが、私どもとしては、災害復旧事業の迅速な執行、それから激甚災害への適切な対応等を含めて、迅速に適切にやっていくように私どもも努めなければならないと思っております。

それで、今、補正のことを言われましたが、現段階では当初予算で対応が十分可能であると考えておりますし、さらには予備費の使用ということも場合によっては考えなければならないと、そこまでは考えておりますが、補正のことまでは現在念頭にはございません。

○辻泰弘君　しっかり御対応いただきますようお願いを申し上げておきたいと存じます。

それで、官房長官の記者会見の日程があるようでございますので、最初に官房長官にかかわる御質問から入らせていただきたいと思っております。

三位一体改革の関連でございます。

それで、国と地方六団体の協議が進められているということでございますが、その状況と見通しについて、官房長官からお話しいただきたいと思えます。

○国務大臣（細田博之君）　記者会見がございませう関係で退席いたしますが、竹中大臣もずっと経済財政諮問会議を通じて三位一体改革やってきておられますので、経緯等については竹中大臣にお願いしたいと思います。

私から申しますと、今、六団体から補助金改革の案が出まして、これは中央省庁、各省庁の意見と大分食い違っておるところがあります。それを、先週の火曜日、今週の火曜日、来週の火曜日で三回に分けて、来週は公共事業をやりまして、それ一応終えまして、その次に総論的な議論を財務大臣、そして総務大臣、竹中大臣、私で協議をしていくということでございます。

若干の議論の内容を紹介しますと、まだまだ関係省の御意見と地方からの御意見とが相当食い違っていると、こういう現状でございます。

○辻泰弘君　衆議院でのやり取りを拝見いたしますと、官房長官が座長であられて取りまとめ役に当たられると、こういうことでよろしいですか。

○国務大臣（細田博之君）　これから関係省も多いわけでございますので、そのような命令を受けております。

○辻泰弘君　しからば、取りまとめ役であり、内閣のかなめとしての長官というお立場にお聞きしたいと思うんですけれども、その中にかかわっております

義務教育と生活保護ということになるわけですが、憲法上の位置付けというものをどう認識しておられるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（細田博之君） まだこの問題は、これから更に議論しなければいけません。憲法上の、例えば教育基本法の問題につきましても、義務教育費国庫負担の問題にしましても、生活保護の問題にしましても、あるいはその他の福祉関係にしましても、すべて議論は出ております。

このような国側からしたこの国家の基本的な性格、政府の基本的な在り方という議論に対しては、地方公共六団体からは非常に強く、それは地方を言わば軽視するものであるとか、あるいは国でなければやれないとおっしゃるのはもう時代が変わっているんだと、地方に自主的にこのやる能力もあるし識見もあるんだというような強いやり取りが行われております。

○辻泰弘君 ちょっと昔になりますけれども、平成十年の閣議決定、地方分権推進計画では、「生活保護や義務教育等の真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野」と、こういう指摘がございました。これは閣議決定でございしますが。

そうすると、長官の認識は、このときと変わっているというか、これが時代遅れであると、こういうことでしょうか。

○国務大臣（細田博之君） 基本的にはよく承知しておりますし、そのような考え方で従来来ていることも承知しております。そして、今地方に問題を投げ掛け、その回答が得た段階では、またそれと相入れないような回答もございしますので、この点は私ども政府でよく調整をしていく必要があると思っております。

○辻泰弘君 相入れないというのは、何と何が相入れないんですか。

○国務大臣（細田博之君） それは、項目はたくさんございますけれども、地方六団体から出てきました義務教育費の国庫負担金の問題につきましても、あるいはその他の問題につきましても、どうもこれを、例えば補助金においては、地方の、国の補助金はやめてそして地方に任せてほしいというような提案が出てきておまして、それが相入れないという面がございます。

○辻泰弘君 そうすると、相入れないというのは、その当該所管省庁と相入れないということですか。

○国務大臣（細田博之君） この点はまだ今後議論しなきゃなりません。今までの考え方、そして今の各省の考え方、そして、もちろん政党にもいろんな考え方あることも承知しておりますが、そのことと、今、都道府県、市町村から提案されているものは相入れない内容のものもあるわけでございますから、ただ、どれがどれと言うにしましては余りにも多岐にわたっておりますので一々申し上げませんけれども、その中で本来本当に大事な政府の役割は何なのかということについては、まだこれから更に一月間議論しなければならないと思っております。

○辻泰弘君 この平成十年の閣議決定で、先ほど言いましたように、生活保護や義務教育等の真に国が義務的に負担を行うべきと考える分野という、これは閣議決定だったわけですから、それと相入れるか相入れないかということですが、地方六団体のはそれに合っているんですか、どうですか。

○国務大臣（細田博之君） 財政状況とか昨今の国と地方の問題、地方分権の推進の問題というのはどんどん変化しておりますので、各省の提示の案の中にもまた違う内容を提示しておる場合もあります。

例えば、生活保護の問題等についても、どうも、また違う考えも提起しておられるようなので、おられますので、私どもは、やはり今の時点に立って、国から地方へ、そして地方分権、そしていわゆる三位一体改革の中で内容を精査し吟味していかなければならないと思っております。

○辻泰弘君 率直に言ってよく分からないんですけどもね。しからば、その生活保護や義務教育等真に国が義務的に負担を行うべきと考える分野という、この見解は今も持っていらっしゃるんですか。それとも変わってきた、少し状況が違うんですか。

○国務大臣（細田博之君） 過去の経緯はもちろんよく承知しておりますし、それは踏まえていかなきゃなりません、国と地方の将来の本当の改革を考えていく上で、これは変えた方がいいというものがあれば、それはやはり考えていかなきゃならないわけでございますので、それは今後の議論の経過の中で出てくると考えております。

○辻泰弘君 もし変えたとすると、この閣議決定というのは変えなきゃいけないことになるんですか。どうですか、その辺は。

○国務大臣（細田博之君） これらは、全体の姿が出るときには当然そういうことは考えていかなきゃなりませんし、様々な調整は行わなきゃいけませんし、それが国会において了承をされるような考え方であるかどうか、これは最終的には国会の御判断も問わなければならない問題だと思っております。

○辻泰弘君 私は、改革に、対象にタブーがあってはならないと思えますけれども、しかし、その教育という、あるいは生活保護という国の憲法にかかわるような基本の問題について、財政とか地方分権の論理だけで非常に薄っぺらいままに引きずっていつているという、その部分が非常に危ういと、そのような認識を持っているわけなんです。教育についても、地方六団体に丸投げして、上がってきたのにそれが入っているからそれでやらなきゃいかぬと、じゃ、それ以外出せよと、そんなところやっているわけですね。

だから、地方、経済財政諮問会議が中心的にやってきたわけですがけれども、そこで本当に教育の議論もあったのかと、このことも大事だと思うんですね。竹中さん、どうですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） 委員御指摘のように、これは経済財政諮問会議で議論するに当たりまして、財政の観点からこういう大事なことを議論してはいけない、これは諮問会議の中でもそういう意見が強く出されております。

したがって、例えば教育の例でございますけれども、本年の八月から九月にかけて財政の観点から集中審議をいたしましたけれども、その集中審議に先立って、そもそも教育の基本的な在り方はどうなのかというようなそもそも論を行った経緯もございます。そのときは、当然、河村前文部科学大臣にも御出席をいただきまして、そもそも論も議論する、その上で補助金改革等々の在り方を議論する。そのような手続を踏まえて、今、更にまた議論を重ねているところでございます。

○辻泰弘君 今のは、最初に文科省から話を聞いて、その後、財政の見地から議論をしたと、こういうお話でございましたですね。

やはりトータルとすれば、やはり財政の論理からやったということは免れないと思うんですね。ですから、やっぱりその辺、私は、教育の論理というのは欠けていて、結果としてその上にこういう形があるというのはあり得ると思うんですがけれども、私は、財政の論理、地方分権の論理だけでやっているという、その部分を私は非常に危ういと思っているんです。

○国務大臣（竹中平蔵君） そうではないということを先ほど申し上げたわけでございます。

財政の論理からではなくて、そもそも論についてしっかり議論をしようという議論が諮問会議の中にもございまして、これは具体的には、麻生総務大臣始め皆さんがそのような議論を出してございまして、そのとおりだということで、そもそも論を正に八月の末に議論をしたと。そういうことを更に我々としては積み重ねていくということでございます。

○辻泰弘君 私は、経済財政諮問会議で議論されることは結構だと思いますけれども、そしてまた、文科省が全面的にすばらしいとは思っていませんけれども、しかし、文科省の中で、教育の一番担当の省庁の中で検討がされているわけですね。それをしのぐ、経済財政諮問会議はそれより上位に立つということはないんじゃないんですか。

○国務大臣（竹中平蔵君） どこが上位、下位とか、そういう問題ではないと思います。文科省では正にいろんな観点からの御検討をしておられる。そういった検討も踏まえて、前文部科学大臣、河村さんにもおいでをいただいて議論をしている。必要に応じて今後更に議論をしていくということでございますから、諮問会議等々でも議論をする。全政府でそのような、委員おっしゃるような問題意識を持っていろいろ議論をしているところでございます。

○辻泰弘君 今の話はちょっと後でやりますけれども、ここでまず財務大臣にお聞きしたいんですけれども、ちょっと視点が変わりますけれども、この間、八月の経済財政諮問会議で資料を出しておられるんですけれども、投資部門の、投資的経費ですね、これを地方財政計画で作ったときと実績とのことを示していらっしやいますね。そのことについて御説明いただけますか。

○国務大臣（谷垣禎一君） 私は損な立場でございまして、いろんな問題をやるときに、財政の視点だけで論じてはいかぬと言われる立場でございしますが、財政の視点も加えて論じていただきたいと思っております。

それで、今、辻委員がおっしゃったことは、地方財政計画において、毎年度地方自治体が標準的な水準の行政サービスを実現するために必要となる歳出を地財計画で計上するわけですが、他方、近年の決算と計画を比較しますと、一般行政経費単独事業、経常的経費については計画額を大きく上回って支出されているわけです。これ十三年度で見ますと、七・六兆円計画額を上回って支出されているわけです。

これは、投資単独事業の過大な計画計上額、これ執行を大きく上回って計画計上されておりまして、十三年度は六兆円ございますけれども、これについて、地財計画によって過大な財源保障が行われた結果として生じた財源をほかのところに、使い回しという表現が適切かどうか分からないけれども、そういうふうになっているんじゃないかというふうに考えられるわけです。

しかしながら、一般的な行政経費の単独事業については、地財計画上、具体的内訳の積み上げがございませんので、どのような事業が含まれるかということは余り明確にはなっていないわけです。

こうした観点から、今般、その具体的な使い道について調査を行いました。その調査の結果については、地財計画に計上されるいわゆる標準的歳出として交付税による財源保障の対象とすべきかどうか疑問に思われる事業がかなり含まれていたというふうに承知しております。

一、二例を挙げますと、例えばペットの不妊・去勢手術助成金といったようなものとか、それから結婚仲介の報奨金といったようなもの、挙げ出すと切りがありませんからこのぐらいにとどめますけれども、これは国が財源保障をするような性質のものなのかどうかということなんじゃないかと思います。もちろん、この中にはそれぞれの地方、なるほど、こういうことも出して、これは地方としてはもう法律上は義務的とは言えなくても、地方の事情から見れば義務的なのかなと思うものももちろんないわけではないと思いますが、今のようなものもございました。

こういう標準的歳出を超える今のような事業の実施は、個々の自治体で住民と向き合ってサービス水準と負担の水準を議論して決めていただくべきものじゃないかなと私は思うんですね。だから、一般行政経費単独事業に関して、実態の執行額が計画額を上回るとしましても、財源保障の対象とすべきでない歳出を地財計画に反映させるということは、これは納税者の視点から見ると果たして理解を得られるのかどうかと。むしろ、一般行政経費の単独事業は、これまでその内容がはっきりしないままに大きな、異常と言っていいかどうか分かりませんが、肥大化してきた面がございますので、現行の計画水準についても経費の具体的内容について精査して圧縮していくことが必要じゃないかと、こう考えているわけがございます。

○辻泰弘君 今のは一つのポイントなんですけれども、すなわち私が言いたかったことは、地方財政計画を中央で作って、当然地方分権ですからそれと違うのはある意味では当然のことではあるんですけれども、しかし中央で意図したことと、考えられることとかなり食い違うということになるんですね。

ですから、そういう意味において文科大臣にちょっとお聞きしたいんですけ

れども、やっぱり教育という大変大事な部分を、そういう状況の中で、地方に全面的にゆだねるということによって、やはり義務教育というその部分が十全に賄われなくなるんじゃないかというこの懸念を持ってしまうわけなんですね。いかがでしょう。

○国務大臣（中山成彬君） 義務教育というのは、これは憲法の規定によりまして、日本人ならばどこに生まれてもひとしく、かつ一定水準以上の教育を受ける、しかもそれは無償であるという国民の権利であると同時に、これは国家の義務であると、こう考えております。

ですから、これからの国家社会の形成者として若い人たちをどのように育てていくか、これはもう国家的な戦略として考えにゃいけませんし、また子供の方からいいますと、この世に生を受けて、そしてその幸せを十分に加味しながら、かみしめて、その一生を幸せ、かつ有意義なものに送ってもらうための土台作りをする、これが義務教育じゃないかと、こう思うわけでございまして、極めてまたそういう意味で大事なことであると、こう思っています、それを支えるのがこの義務教育国庫負担制度であると、このように考えております。

そこで、これを今地方側の案のように、全部地方に任せると、言わば地方分権型義務教育というのが果たしてあるのかどうか分かりませんが、そここのころで本当にいいのかと。これは過去も例がありまして、戦後しばらくでございましたが、地方に任せたことがありまして、そうしたら非常に県でアンバランスになりまして、これは大変だということで、今と逆でございすけれども、知事側、知事会側の決議によりまして今のように国が半分持つという制度ができたわけでございすし、また、これまでも一般財源化された、例えば資材、教材費とかあるいは図書購入費とか、そんなものが減ったり、あるいは県によって非常にアンバランスになっていると。

そういったこともあるわけでございまして、そういうことを考えますと、やはり義務教育という形で国が少なくとも最低限のその保障をしますと。もちろん教育は、それぞれの地方地方が、それぞれの郷土色あるいは伝統文化ありますから、そういったことを踏まえて、創意工夫しながらやっていただきたいんですけども、それに掛かる費用、お金というのは国がしっかりと負担するというのが私は大事なことじゃないかと、こう考えております。

○辻泰弘君 官房長官の時間限られているので官房長官に御質問させていただきますけれども、最近の一連のこれにかかわる閣議決定に関連してでございます。

さきの六月四日に三位一体の改革ということで閣議決定されておりますけれ



ども、その部分をちょっとお示しいただけますか。

○国務大臣（細田博之君） その部分ですか。

○辻泰弘君 三位一体の改革。

○国務大臣（細田博之君） 六月四日の閣議決定の三位一体改革の中ですが、若干省略しながら申し上げたいと思います。

第一は、基本方針二〇〇三に掲げられた基本方針に、基本的な方向に沿って、三位一体の改革に関する政府・与党協議会の合意を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進する。

地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう、平成十八年度までの三位一体の改革の全体像を平成十六年秋に明らかにし、年内に決定する。その際、地方の意見に十分耳を傾けるとともに、国民への分かりやすい説明に配慮する。

全体像には、以下の点に留意しつつ、平成十七年度及び平成十八年度に行う三兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革の方向を一体的に取り組む。そのため、税源移譲はおおむね三兆円規模を目指す。その前提として、地方公共団体に対して国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

国庫補助金、補助負担金の改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。あわせて、国、地方を通じた行政のスリム化の改革を推進する。その際、国の関与、規制の見直しを一体的に行うことが重要である。

あとは、税源移譲については、地方交付税についてはというふうになりますが、大体以上でよろしゅうございますか。

○辻泰弘君 大事な部分が入っております。

それで、一番初めにおっしゃった基本方針二〇〇三に掲げられた基本的な方向に沿ってと、このことでございます。ですから、基本方針二〇〇三に掲げられた基本的な方向というのは何でしょうか。

○国務大臣（細田博之君） これも若干長いところがございますが……

○辻泰弘君 整理合理化方針。

○国務大臣（細田博之君） 国庫補助負担金についてはというところでもいいですかね。広範な検討を更に進め、おおむね四兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国、地方を通じた行財政の効率化、合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

それから、地方交付税の改革等が列挙されておまして、どこまで読んだらいいか、もうちょっと長いものですから。どこを読みましょうか。

○辻泰弘君 義務教育、義務教育、義務教育。

○国務大臣（細田博之君） 義務教育。

ちょっとお待ちくださいね。このところだ。もっと後ろのところだな。ここか。ここだな。教育、文化だ、ここだ。これだ。

失礼しました。大分後の方でございました。

義務教育費国庫負担制度、教員給与の一律優遇の見直し。

地方分権を推進し義務教育に関する地方の自由度を大幅に高めるため、平成十四年十二月の総務、財務、文部科学三大臣合意及び国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針で示された工程に従い、以下のとおり、引き続き義務教育費国庫負担金、負担制度の見直し、検討を着実に推進し、必要な措置を講ずる。

五項目ございますが、義務、一項目めは、義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大する観点から、平成十六年度に義務教育費国庫負担金制度の改革、例えば定額化、交付金化のための具体的措置を講ずるべく、所要の検討を進める。

二つ目でございますが、義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成十八年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

三が学校栄養職員と学校事務職員の問題。四が退職手当、児童手当等。五が教員手当、教員給与等でございます。ちょっと省略しますが。

○辻泰弘君 今の後の部分に出てきているんです。

要はその義務教育経費に係る在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成十八年度までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行うと。これが十五年の閣議決定であって、それを踏まえるというのがこの六月の閣議決定なんですよ。

そのときに、政府・与党の協議会の合意というものはほぼ同趣旨のことが入っているわけなんですね。ですから、そのことは当然のことですけれども、踏まえられるわけですね。

○国務大臣（細田博之君）　こういう経緯があることについては十二分に承知しております。先般の六団体の会議においても、中山文部科学大臣からも強くこの主張は出たところでございますし、また、もう今日でもこの国会議論の合間に、先ほどは有馬元文部大臣や小柴先生、野依先生がお越しになり、強く御要望ありましたし、鳥居中教審会長からも強く教育の問題の重要性等、御要望がありました。まあ、そういった御要望の中でこの教育問題全体をまた政府として考えていかなければならないと思っております。

○辻泰弘君　私は、どなたがどうおっしゃったということではなくて、この閣議決定のことについてお伺いをする、しているんです。

それで、ここのポイントとして大事なところはですよ、まあ私ども立場は違いますけれども、やはり国民を代表する政府の閣議決定なわけですからね、この中で言っていることは、中央教育審議会において検討を行い、これを踏まえるということが一つある。それから、十八年度末まで検討を行うということが書いてあるわけですね。これ、閣議決定で十五年にして、それを踏襲したのは今年六月ですね。その六月四日に、同じときに六団体に要請をして、それを踏まえて検討すると、こうなっているわけなんですよ。

ですから、私は、どちらかといえば、経緯もあり、中身も具体性からいっても、その検討を行う、すなわち教育の論理をしっかりと踏まえるという部分、それから十八年まで掛けるという、まあこれは時期的なことかと思えます、そういうことを閣議決定しておきながら、同じときに、まあ丸投げして、それを持ってきて、そっちの方が優越するということは、私は論理的にあり得ないと思っておりますけれども、いかがですか。

○国務大臣（細田博之君）　その点が優越するとは思っておりません。ただ、地方の思いも聞かなければならない。つまり、国の政策とかあるいは交付税改革でも税源移譲でも、これを全部それぞれに議論しておると三位一体ではなく三すくみになるというのが総理の発言でございますし、それではまず地方がどう考えるのか。

先生方も、地方にも足を、根を張っておられますし、それから国というお立場から国政を論じておられるわけですから、非常にバランス良く御議論をいただけたと思いますけれども、そういった国の思いと地方の思いが、まあよくバ

ランスが取れるということは大変大事なことであり、それを更に言えば、地方の財政、この交付税その他の地方の財政の問題、昨日来非常にいい御意見いただいておりますが、正にあのとおりでございます、私も大変な財政窮乏県の出でございますので、もちろんその教育の問題も当然のことではありますが、この地方財政、いろんなバランス論というものをよく考えていかなきゃならないと思っております。

○辻泰弘君 今優越することとは言っていないと、こういうことは、その点は大事なことだと思います。

それで、もう時間、お出になると思っておりますので一言お聞きして行っていただいたらと思っておりますけれども。

やはり、これまでの経緯がある閣議決定が幾つかあるわけですね。だから、それに反することをするとすることは、また別の閣議決定をしてやるということはあるでしょうけれども、その部分はどう考えられるのか。やはり、当然ですけれども、しっかり踏まえて、閣議決定に反することがあってはならないと思っておりますけれども、いかがですか。

○国務大臣（細田博之君） すべての可能性はあると思っております。ただ、これは十分議論をして合意を得ながら進めなければならない。これは、正に国の役割であり、そして地方と国の関係、これから健全にしていかなきゃいけません。国から地方へというときにもそういった視点が必要ですので、そういった国の政策の考え方と地方の考え方もやはりよくすり合わせていかなければならないと思っております。

○辻泰弘君 教育の問題、生活保護もそうですけれども、憲法上の規定、位置付けもございまして、やはり国にとって非常に大切な部分でございますから、財政の論理、地方分権の論理もさることながら、やはりそれは固有の論理の中で、方向性を出す中で決めていくということで、そのことは改革をするということと矛盾することではなくて、時間を掛けてやっていくということも大事なことです。日本、国は永続するはずなんです。だからそういう意味でしっかりと座長としてのお取り組みを御要請を申し上げておきたいと思っております。はい、どうぞ。

○委員長（中曽根弘文君） どうぞ。

○辻泰弘君 それじゃ、もう一点の生活、あっ、失礼しました。

○国務大臣（細田博之君） あとはまた、ここにいる担当大臣もたくさんおられますので、記者会見の時間ということでお許しいただきたいと思いますが、今の御質問のとおり、また一生懸命調整役をさせていただきたいと思います。

○辻泰弘君 それじゃ、今の関連で、厚生労働大臣に一つ生活保護のことで聞いておきたいと思います。

私も前回も坂口大臣にもこの点をお聞きしておりまして、それについて坂口大臣は、生活保護の問題はどうしても財源が必要である、地方でその財源を作り出すということは困難だ、だから財源問題というものをしっかりと押さえていきたいと、こういうことをおっしゃりながら生活保護の見直しということはおっしゃっているわけなんです。

しかし、恐縮ながら、尾辻大臣の記者会見、九月二十八日、拝見しましても、生活保護費はきっちり見直そうと若干ぶっきらぼうに語っていらっしゃるだけだという感じがするんですけども、その辺は坂口前大臣のお考えは踏襲されるのかどうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 文章にしましたらぶっきらぼうな印象をお与えたかもしれませんが、私は決してこの問題、ぶっきらぼうに説明したことも申し上げたこともございません。

余り長々と申し上げることはいかがかと思いますからできるだけ手短かに申し上げますけれども、今私たちは社会保障改革という大きな問題に取り組んでおります。これはもう待ったなしだと思っております。そして、その中で今私が言っていますのは、キーワードは自立と予防だろうと言っております。そうした考え方で社会保障全体を見直そうとしておるところであります。そうした中で避けて通れないのが生活保護の制度、こう言っておるわけであります。

そして、つい先日も大都市市長会の皆さん方がお見えになりましていろいろ意見交換もしたんですけども、その皆さんからも、生活保護制度、もう制度疲労を起こしておるというお話までいただきました。正にその辺の認識というのはほぼもう共通された認識だろうと思っておりますから、その中でどうしましょうかという、私どもは私どもの考え方を正に自立というキーワードで今申し上げておるところでございます。

これ以上は余り細かいことは申し上げませんが、基本的にそう考えておることだけをもっと申し上げたところでございます。

○辻泰弘君 自立の視点は大事ですけども、要は負担の部分を、運営と申しますか、その中をどう見直していくかというのはあり得るんですが、基本的に

どこが責任を持つのかという部分を、国の責任はいい加減にしてはならないと、このことを申し上げておきたいと思います。また、これは厚生労働委員会等でもお話ししたいと思います。

それから、先般、三位一体に絡んで、総理から、勘違いしている大臣と、こういう話をございまして、そのときに麻生総務大臣がそれについてコメントされておきまして、あの方の場合、総理のことですね、あの方の場合、表現にちょっと、単語の絶対量が不足している面があると、こうおっしゃっているんですが、これについてちょっと御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 時間に限られておられるせいもあるでしょうし、何となく、新聞記者にわんわんわんわん言われるとだんだん言葉がだんだんだんだん短くなるというのは、まあ人間としてよくあることだとは思いますが、でも、単語、使われる単語のあれがぼっぼっぼっぼと切れますものですから接続詞もかなり不足しているんじゃないかなという感じがして、よくこう、脈絡つなげるのにこうやってかなり慎重に聞かなきゃ分からぬものですから、それだけ書き写してぼっと出す新聞記者が出れば、さっきの尾辻さんほど丁寧に説明してもぶっきらぼうに聞こえる話ですから、あれ、そのまま記事にすると更につながらなくてそういうことになるんだと思います。

それで、もう少し丁寧にされたらどうだ、僕は何回も御本人に申し上げたこともありますけれども、誤解を招きやすいということなんだと思っております。

○辻泰弘君 その記者会見の後に、麻生さん、私も似たようによく新聞に書かれますから人様の気持ちも分かるころだと、こんなにおっしゃっているんです。

ただ、麻生さんのこれまでの御発言、いろいろ振り返りますと、この十月、かけゴルフの発言があった。七月には、参議院予想外れ、千円取られたという発言があった。昨年十二月、総務省挙げて参議院の候補者を応援したいとおっしゃった。十一月は、自民党を落とすような愛知の陳情はほどほどにせいとか、こういうこともおっしゃったようでございまして、これは同じように、語彙、単語の絶対量が不足しているというよりも、単語の絶対量が多過ぎるんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがでしょう。

○国務大臣（麻生太郎君） いろいろ記憶をたどって思い出させていただきまして、大変ありがとうございました。

余っているというのは、使い方が、余っている割には使い方がよろしくないぞという御批判だと思いますので、拝聴させていただきます。

○辻泰弘君 総理をも目指されている重要閣僚の方でございますから、どうか発言には重みを持って対応していただくように申し上げておきたいと思えます。

そこで、これも厚生労働省にかかわることですが、実は広島労働局の問題ございました。それは私も五月ごろ委員会等でかなり質問をさせていただきましたが、それがどういうわけか私の出身の兵庫県にも飛んでまいりまして、何も私が持ってきたわけじゃないんですけれども。それで、それに関連して幾つかちょっと簡潔にお聞きしておきたいと思えます。

まず、厚生労働省ですけれども、広島労働局での不正経理事件以降、現在の広島労働局での不正経理事件に至るまでの経緯、現状、御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人（鈴木直和君） 今広島労働局の事件以降の経緯というお話ございました。

広島労働局で不正経理事件がございました。その事件を契機に、その全労働局において同じような事例がないかということで、それ以降、八月にかけまして全国調査を実施いたしました。その中で、兵庫労働局において同様の不正経理があるということで、それについては、その段階では約三千万円の不正経理があるということ把握し、それに基づいて関係者の処分等を行ったところでございます。

ただ、その後、その処分を受けた人間の一部に、一人でございますが、一人が収賄疑惑ということで逮捕され、その中でいろんな事案が報道されておまして、それについては現在、その実態解明、これは捜査中でございますが、厚生労働省としてもその実態解明を全力でやるということで、現在調査中でございます。

○辻泰弘君 八月二十七日に厚生労働省としての報告を出しておられて、その中には三千万円だった不正支出だったわけですが、今は一億七千万と言われてるわけなんです。実際に行かれた担当者もですね、八月の内部調査が甘かったと言われても仕方がないと、このように言っておられるんです。なぜ、この不十分なまま終わったのか、その点について御説明お伺いしたいと思えます。

○政府参考人（鈴木直和君） 御指摘のように、その兵庫労働局における調査につきましては、これは本省の監査指導の中で発覚したものでございますが、その中で広島労働局に詳細を調査をさせました。その中では、御指摘のように三千万円の不正経理しか発見することができませんでした。これについては、犯罪捜査のような強制権が持たないということもあって制約はございますが、

ただ、今御指摘のように、調査について結果としては甘かったと言わざるを得ないと考えております。

そういう観点から、現在は、その労働局に任せるのではなくて、その本省として調査の体制を作って、本省自ら全貌を解明するという観点から調査をいたしております。

○辻泰弘君 大臣にお聞きしますけれども、広島のこともありましたし、兵庫の経緯もお聞き及びになったと思うんですけれども、率直に言って労働省、厚生労働省の内部監査が非常に甘いんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 甘いと言われても返す言葉はないと思っております。

○辻泰弘君 じゃ、もう一つ、本省の職員に対する聴取をされているようなんですけれども、その状況をお伝えください。

○政府参考人（鈴木直和君） 報道等で、兵庫県でいろんな意味で裏金を作って、その一部といいますか、その用途の一部で本省職員の接待等に使われたというような報道がございます。これについては、現在、本省職員についても調査を開始をしております。

ただ、いずれにしても、兵庫労働局といいますか、現地での調査と併せてそこら辺も調査をしないと実効が上がらないということで、両面含めて現在調査を進めているところでございます。

○辻泰弘君 大臣にお伺いしたいんですけれども、先般、信頼回復チームとか兵庫労働局不正問題調査班を設置されているわけなんですけれども、もう内部の人間だけでやっていったら限界あるんじゃないかと、第三者も入れてと思うんですけれども、いかがでしょう。

○国務大臣（尾辻秀久君） その件につきましては、今、私ども省内では、同じ部局者同士ではどうしても甘くなるから、部局を変えて徹底して調査をすると言っております。私はそれで大丈夫かと聞きましたら、必ずきっちりうみを出しますと言っておりますから、部下を信じたいと思います。

万が一のときには信じた私が責任を取ります。



○辻泰弘君 今の部局という意味は、地方に対してもということですね。

○国務大臣（尾辻秀久君） 本省と出先という関係もありますが、また具体的に言いますと、職業安定行政関係職員以外の、そこで問題が発生したわけですから、労働基準行政関係職員及び旧厚生省の職員により調査をすると、こういうことでございます。

○辻泰弘君 それは大臣、いつまでにこの件について結果報告を求められるか、めどをお示しいただけますか。

○国務大臣（尾辻秀久君） これは今司直の手も入っておることでございますので、私どもとしては今申し上げられますことはなるべく早くと、これ以上申し上げられないことはお許しいただきたいと存じます。

○辻泰弘君 これはおとといですか、兵庫県の産業労働常任委員会において県の産業労働部長は、厚生労働省は十二月ころには結果をまとめたいということだったという発言をされているんですけども、そういうことじゃないんですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 早ければ年内にも御報告をしたいと、こういうふうに考えております。

○辻泰弘君 昨日、監修料についてはおっしゃいましたけれども、その中にはプールのことは入っているんでしょうか、ちょっと視点が変わりますけれども。

○国務大臣（尾辻秀久君） この問題につきましては、分かった範囲ですべて御報告を申し上げます。

○辻泰弘君 この点も私、何遍も聞いてきたんですけども、役所のサイドとすれば、個人の任意の抛出による監修料のプールは組織的プールではないと、こういうふうな言い方になっているわけなんですね。だから、それは関知しないよということなんだろうが、しかしそこが私は非常にすごい温床だと思うんです。ですから、そういう意味では、今度発表されることにも、実は大事なんですけども、プール、資金のプールという部分ですね、そこをしっかりとターゲットにしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣（尾辻秀久君） まず、申し上げておりますように、私どもがつかみました実態はそのままお出しをいたします。それからまた、先生が今の御趣旨の質問を今までしてこられた、御指摘があったということは承知をいたしております。

したがいまして、今後どうするかというのがまた問題でございますが、それは発表させていただきますときに、今後どういうことでちゃんとやっていきますということも併せて申し上げるつもりでございます。

○辻泰弘君 新大臣の下でしっかりと御対応いただくように、注視させていただきたいと思えます。

それで、この件について会計検査院にちょっとお聞きしておきたいと思いますが、会計検査院としては兵庫労働局の事件をどう調査されて把握されているか、お示してください。

○会計検査院長（森下伸昭君） 兵庫労働局の不正経理につきましては、厚生労働省の方から約三千万円の不正経理があったという報告を受けております。その後、新聞報道等によりますと、職員が逮捕されたり、更にもっと不正経理があるのではないかとというようなことでございます。労働本省では更に詳しい追加調査をされるということでもありますし、それからまた司法当局の手も入っていることでございますので、それらの結果を十分把握をいたしまして、その次の段階でどのように会計検査院として対応していくか、これは適切に判断してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○辻泰弘君 広島労働局の方は調査されて報告していただけることになっているのでしょうか。

○会計検査院長（森下伸昭君） 広島労働局の不正経理につきましては、会計実地検査を実施いたしました。そして、その結果につきまして現在取りまとめを行っております。十一月に平成十五年度決算検査報告というものを取りまとめまして、公表、報告をしたいと思っております。その中で最終結論を発表できるものというふうに考えております。

○辻泰弘君 中央省庁のチェックもさることながら、出先のチェックも大事だと思うんですが、出先機関のチェックというのはしっかりできているのでしょうか。

○会計検査院長（森下伸昭君） 各省庁には地方の出先機関がブロックであるとか都道府県単位であるとか多数ございます。私どもの体制からいたしますとそれらを毎年検査するというわけにはまいりませんが、ある順位を付けまして、例えば二年に一回見るところ、三年ないし四年で一回見るところというようなものを仕分をしながら重点的に、検査勢力を効率的に使いながら検査をしているということでございます。

労働局の関係で具体的に申し上げますと、四十七都道府県の一つずつ四十七か所あるわけでございます。それにつきましては、二年に一回ぐらいで全体を回る、毎年三十か所ぐらいを検査しているということでございます。

○辻泰弘君 労働局については厚労省が全県見たと、その結果としての兵庫だったと、こういうことで広島、兵庫ということになっているんですけれども、私は、二県だけかなというのは率直に言って非常に怪しいものだと思っております、会計検査院として全国の労働局を調べていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○会計検査院長（森下伸昭君） ただいま申し上げましたように、一度に全部の労働局というわけにはまいりませんが、労働局に検査に行きます場合には、そのような不正経理がないかどうか、これは十分頭に置いて検査を進めていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 委員長をお願いしたいんですけれども、国会法百五条で、会計検査院に対して、全国の労働局の会計状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることが委員会としてできるというのがございますけれども、私としては、この労働局、全国の労働局を検査して調べていきたいということで、委員会として御協議いただきたいと思っております。お願いしたいと思います。

○委員長（中曽根弘文君） ただいまの辻君の要求につきましては、その取扱いを後刻理事会において協議することといたします。

○辻泰弘君 時間、限られておりますけれども、財政のことはちょっと十分でないと思いますが、税制のことでちょっとお聞きしておきたいと思っております。

定率減税のことが話題になっておりますけれども、定率減税の見直しについて、それができる経済状況にあるかどうか、竹中大臣、お願いします。

○国務大臣（竹中平蔵君） ちょっと御通告をいただいている問題でござい

ますけれども、基本的には、今我々は、経済財政諮問会議で財政の問題とマクロ経済の問題を統合的にチェックするというシステムを持っております。

そうした中で、今後年末にかけて、予算そして税制、様々な問題をマクロ的な観点から議論をしていくつもりでおります。ここは予見を持たずにしっかりと議論をしていくつもりでおります。

○辻泰弘君 今年度に税制改正で年金課税の強化がございまして、老年者年金控除が廃止される、そして公的年金等控除が縮小されるということが来年から出発すると、こういうことになっていた。そのあおりで、国保の保険料と介護の保険料がその連動で自動的に上がると、こういうことがあったわけがございまして、これについて、さきの国会において私も質問いたしまして、坂口大臣の方から、介護についてあるいは国保についてそれぞれ勘案したいということをおっしゃっているんですが、それぞれどういうお取組されているか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） 年金課税の件でございしますが、そのことによって影響を受けられる方は年収百五十三万から百七十三万の方であります。このところの方が介護保険と保険料の支払に対してどういう影響を受けるかということでございしますが、それによって対策を立てなきゃいかぬということになります。

今、介護保険の見直しをやっておりますから、その中でこのことも考慮に入れざるを得ないと思っております。いずれにいたしましても、坂口大臣が前向きな御答弁であります。私もそれを後退させることはいたしませんということだけを申し上げて、具体的な答えはもう少しお待ちいただきますようお願いを申し上げます。

○辻泰弘君 今の何万円から何万円とおっしゃいましたか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 百五十三万から百七十三万だと私は認識をいたしております。

○辻泰弘君 それはちょっと認識が違うと思いますね。公的年金等控除と老年者控除が廃止されるわけですから、これまで課税されていた人の保険料も算出が変わってくる可能性があるわけでしょう。だから、そのところだけじゃないんじゃないですか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 私は、先ほど御質問があるということで私の計算をいたしましたので、あるいは私の、もう本当に直前に一応確認しておこうと思って私なりに計算した数字でございますので、あるいは誤り、過ちがあるかもしれません。後ほどまた精査してお答えいたしますし、先生からの御指摘もいただければ大変有り難いと存じます。

○辻泰弘君 いずれにしても、坂口さんのときにおっしゃっていたことを踏まえて対応していただくように申し上げておきたいと思います、それは大事なポイントなので。

それで、最後ですけれども、通告している混合診療のことを村上大臣にちょっとお聞きしたいと思います。

今、規制改革ということを言われているんですけれども、私は、非常に中身がよく勉強されていないまま、吟味されないまま表面的にムードで流れているというふうに懸念をしておるんです。

まず、大臣、基本的にこの点について、混合診療、どういう見解か、お示してください。

○国務大臣（村上誠一郎君） お答えします。

委員御承知のように、混合診療の解禁については総理から年内に解禁の方向で結論を出してほしいと、そういう要望の指示がありますもので、やっぱり我々は、技術の進歩や患者のニーズの多様化に沿うためには、患者自らの選択を尊重した患者本位の医療を提供することが重要になっていると、そういうふうに考えています。

○辻泰弘君 そうすると、混合診療はどうすべきだということなんですか。

○国務大臣（村上誠一郎君） 聡明な委員で、推測していただけたらと思ったんですが、要するに結果的には解禁の方向に持っていければいいなというふうに考えています。

○辻泰弘君 聡明でなくて誠に申し訳なかったんですけれども、じゃ、混合診療の定義は何ですか。

○国務大臣（村上誠一郎君） 混合診療とは、保険範囲内の診療と範囲外の診療を同時に行うこととあります。

○辻泰弘君 それは現行制度の中ではないわけですか。

○国務大臣（村上誠一郎君） まあ何ていうんですか、まあ差額ベッドだとかいろいろ、場合場合によっては認めておられます、はい。

○辻泰弘君 論拠になっている規制改革の推進会議の中間取りまとめの中に、「保険診療と保険外診療の併用（いわゆる「混合診療」）は認められておらず、」になっているんですよ、「認められておらず、」になっているんですよ。しかし、認められているんですよ。ちょっとそこ、はっきりしてください。いやいや、規制改革担当大臣です。

○政府参考人（河野栄君） お答えいたします。

特定療養費という形で限定的に認められているものと認識いたしております。

○辻泰弘君 ですから、この「認められておらず、」というのは基本的事実認識として違うということを私はまず申し上げておかなきゃいかぬと。

それから、これ文章をもう読む時間ありませんけれども、率直に言って、非常に粗雑で乱暴な議論の上に何か解禁をすべしということになっていまして、やはり医療という国民福祉の非常に重要な局面において、やっぱり新薬とか新技術の有効性だとか安全性だとかも吟味されない、あるいはその患者の負担の問題も十分吟味されないまま、何かムード的に、今の事実認識も危ういようなことですからね、そんな中で総理も本会議でやられたというのは、私は本当は噴飯物だと思っていますけれども。

そういう流れの中で日本の国の政策が決めていかれるということ、私は非常に危ういものを感じておりまして、やはり規制というものも緩和すればいいというものじゃなくて、やはり生命だとか医療だとか労働とか安全だとか衛生とか環境とか、こういうものについてはやはりしっかり規制というものを持つものもある意味では当然だし、そもそも保険診療というのは国民皆保険でみんなから保険を強制的に徴収しているわけですから、その中においてその給付をどうするかというときは、それが規制だと考えるということ自体、本当はちょっとポイントがずれているんじゃないかと私は思うんですね。そういったことについてしっかりとお取り組みいただきますように御要望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。